

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

- ◇告示 目次
てん菜生産振興対策事業補助金交付要綱
土地改良区の役員の変更及び就任の届出
乳牛の結核病等検査の実施
- ◇教委告示
鳥取県指定無形文化財の指定

告 示

鳥取県告示第六百六号

てん菜生産振興対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年十一月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴 木 晃

てん菜生産振興対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第一条 てん菜生産振興対策事業補助金の交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第二条 この要綱において「補助事業」とは、てん菜の生産振興を図るため、市町村が行なうてん菜集団栽培対策事業及びてん菜栽培検定ほ設置事業で、補助金の交付の対象となるものをいう。

（補助事業の種類等）

第三条 補助事業の種類及び経費並びに補助率は、別表のとおりとする。

（添付書類）

第四条 規則第五条第一号及び第二号の規定による事業計画書及び収支予算書は、それぞれ様式第一号及び様式第二号のとおりとする。

（申請事項の変更）

第五條 規則第十一条第一項に規定する申請は、次の事項を記載した承認申請書でしなければならない。

一 申請事項を変更する場合

イ 変更の内容

ロ 変更の理由

二 補助事業の中止又は廃止の場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しなければならない

ロ 補助事業を中止し、又は廃止しなければならない

理由

2 規則第十一条第一項ただし書に規定する軽微な変更とは、別表に掲げる変更とする。

(補助事業遂行の困難等の報告)
第六條 規則第十七条第二項に規定する報告は、次の事項を詳細に記載した報告書でなければならない。

一 補助事業の遂行状況

二 補助事業が予定の期間内に完了するに至らず、又は補助事業の遂行が困難となるに至つた経過及びその理由

の理由
三 今後とるべき措置
(実績報告)

第七條 規則第十八條の規定による実績報告書は、様式第三号のとおりとする。

(提出書類)

第八條 この要綱に基づいて知事に提出する書類は、正副三通作成し、所轄地方農林振興局長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十七年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和三十七年度分の補助金から適用する。

別表

| 補助事業の種類 | 経費 | 補助率 | 軽微な変更 | |
|--------------|---------------------------------|--------------------------------|----------|--|
| | | | 経費の配分の変更 | 補助事業の内容の変更 |
| てん菜集団栽培対策事業 | 市町村が、てん菜集団栽培パイロット施設を設置するのに要する経費 | てん菜集団栽培パイロット施設の設置に要する経費の二分の一以内 | | 次に掲げる変更以外の変更 一 補助事業実施場所の変更 二 設置部落に導入する機械の種類又は数量の変更 |
| てん菜栽培検定は設置事業 | 市町村が、てん菜栽培検定はを設置するのに要する経費 | 一 反当り 一〇〇〇円以内 | | 次に掲げる変更以外の変更 一 設置場所の変更 二 てん菜栽培検定はの設置面積の変更 |

様式第一号(その一)

昭和 年度てん菜集団栽培対策事業計画書

一 事業の目的

(一) てん菜集団栽培部落設置の方針

(二) 事業推進の方法

(三) てん菜集団栽培部落の行う事業

(四) てん菜集団栽培部落設置計画(又は実績)

三 経費の配分

| 部 落 名 | 機 械 類 の 施 設 の 利 用 状 況 | 機 械 類 の 台 数 | 農 業 実 施 農 家 数 | 戸 数 | 機 械 の 保 管 場 所 | 総 事 業 経 費 | 同 上 中 具 の 補 助 額 | 備 考 |
|-------|-----------------------|-------------|---------------|-----|---------------|-----------|-----------------|-----|
| | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

四 事業完了予定年月日(又は完了年月日)

| 区 分 | 補助事業に要する経費 | 補助金額 | 備 考 |
|----------------|------------|------|-----|
| てん菜集団栽培部落設置事業費 | 円 | 円 | |
| 機械器具購入費 | | | |
| 計 | | | |

(四) てん菜栽培技術指導ほ設置計画(又は実績)

| 市 町 村 名 | 技 術 指 導 ほ 設 置 部 落 名 | 新 設 個 所 | 継 続 個 所 | 合 計 個 所 | 備 考 |
|---------|---------------------|---------|---------|---------|-----|
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

(四) てん菜集団栽培事業実施部落別事業実施計画(又は実績)

| てん菜集団化事業実施市町村名 | 設置対象の田畑別 | てん菜集団化事業実施部落名 | てん菜集団化栽培市町村作付面積 | | 備 考 |
|----------------|----------|---------------|-----------------|---------|-----|
| | | | (昨 年) 年 | (本 年) 年 | |
| 計 | | | ヘクタール | ヘクタール | |

様式第二号(その二)

一 収入の部

昭和 年度てん菜栽培検定は設置事業予算書

| 区 分 | 本年度予算額 (又は本年度精算額) | 前年度予算額 (又は本年度予算額) | 比較増減 (△は減) | 備 考 |
|----------------|----------------------|----------------------|---------------|-----|
| てん菜集団化導入部設置事業費 | 円 | 円 | 円 | |
| 機械器具購入費 | | | | |
| 合 計 | | | | |

| 区 分 | 本年度予算額 (又は本年度精算額) | 前年度予算額 (又は本年度予算額) | 比較増減 (△は減) | 備 考 |
|-----------|----------------------|----------------------|---------------|-----|
| 市 補 助 金 | 円 | 円 | 円 | |
| 市 (町 村) 費 | | | | |
| 合 計 | | | | |

二 支出の部

様式第三号

文書番号

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

市町村長

氏

名

印

昭和 年度〇〇事業実績報告書

昭和 年 月 日

付 第 号

取県補助金等交付規則第十八条の規定により報告する。

記

| 区 分 | 本年度予算額 (又は本年度精算額) | 前年度予算額 (又は本年度予算額) | 比較増減 (△は減) | 備 考 |
|----------------|----------------------|----------------------|---------------|-----|
| てん菜栽培検定は設置費補助金 | 円 | 円 | 円 | |
| 合 計 | | | | |

添付書類

一 事業実績書

二 収支精算書

(註) 1 事業名は別表の事業名とする。

2 この様式は、それぞれ様式第一号及び第二号に準ずるものとする。

鳥取県告示第六百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、北条土地改良区、大口北土地改良区及び大井手土地改良区からそれぞれ次のとおり役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十七年十一月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

北条土地改良区

退任した役員の仕事及び氏名

- 理事 黒川 節夫 倉吉市巖城
- 〃 西谷 重幸 〃 古川沢
- 〃 徳田 文之 〃 井手畑
- 〃 生田 尚夫 〃 大塚
- 〃 神宮 恒正 〃 穴窪
- 〃 生田 貢 東伯郡北条町大字江北
- 〃 清水長太郎 〃 〃

- 〃 山本 涼三 〃 大字園坂
- 〃 井上 久平 〃 〃
- 〃 中江 豊 〃 大字下神
- 〃 谷本 正和 〃 大字曲
- 〃 日置吉太郎 〃 大字島
- 〃 山本 国雄 〃 大字土下
- 〃 田熊 良蔵 〃 大字米里
- 〃 上田 哲男 〃 大字下神
- 〃 沢住 辰蔵 〃 大字原
- 〃 井中 正男 〃 大字六尾
- 〃 山崎 祥雄 〃 大字瀬戸
- 〃 伊東 義男 倉吉市新田
- 〃 吉田 啓蔵 東伯郡北条町大字下神
- 〃 信本 武雄 〃 大字江北
- 〃 中村 栄市 〃 大字西園

任期満了により退任

就任した役員の仕事及び氏名
理事 黒川 節夫 倉吉市巖城二二一六

- 〃 山本 廉男 〃 小田二二四
- 〃 綾女 正雄 〃 下古川二一九
- 〃 伊東 義男 〃 新田一三八
- 〃 東 春蔵 〃 中江一三六
- 〃 生田 貢 東伯郡北条町大字江北五四三
- 〃 清水長太郎 〃 〃 一八一四
- 〃 山本 涼三 〃 大字園坂二三〇
- 〃 井上 久平 〃 〃 五二一ノ一
- 〃 中江 豊 〃 大字下神一八六ノ一
- 〃 山本 国雄 〃 大字土下一五九
- 〃 日置吉太郎 〃 大字島七〇五
- 〃 磯江 義幸 〃 〃 大字北尾四三八
- 〃 根鈴 一雄 〃 〃 大字松神七六五
- 〃 谷本 正和 〃 〃 大字曲三一六
- 〃 沢住 辰蔵 〃 〃 大字原一一一〇
- 〃 中村 喜一 〃 〃 大字東園四〇四
- 〃 稲山 政由 〃 〃 大字西園一〇九ノ一
- 〃 監事 西谷 義晴 倉吉市古川沢二七〇

〃 西村 源蔵 東伯郡北条町大字江北八三一

〃 吉田 啓蔵 〃 〃 大字下神一九三ノ一

〃 井中 正男 〃 〃 大字六尾三二四

昭和三十七年九月二十九日臨時総代会に於て総選挙の結果当選し十月六日就任 任期二年

大口北土地改良区

退任した役員の仕事及び氏名

理事 沢田千太郎 鳥取市国安

昭和三十七年六月十二日死亡により退任

大井手土地改良区

退任した役員の仕事及び氏名

理事 林 条三郎 鳥取市古海

昭和三十七年十月十四日死亡により退任

就任した役員の仕事及び氏名

理事 西垣 久夫 鳥取市古海八六

理事林条三郎死亡により繰上補充の結果就任

任期は残任期間の昭和三十八年三月三十一日まで

鳥取県告示第六百八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて乳牛の結核病、ブルセラ病検査並びにひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年十一月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

一 実施の目的 牛の結核病、ブルセラ病及びひな白痢予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病、ブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月、分べん前一ヶ月分べん後十日以内のものを除く

ひな白痢検査

鶏。種鶏及び種鶏と同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

ひな白痢検査……ひな白痢急速診断法

別表

| 実施の期日 | 実施区域 | 実施場所 |
|--------|-------|----------|
| 十一月十六日 | 大山町大山 | 平、坊領、検診所 |
| 十一月十九日 | 大山町大山 | 畑 |
| 十七日 | 〃 | 中槇原 |
| 十九日 | 〃 | 下槇原 |
| 十九日 | 〃 | 佐摩、種原 |
| 二十六日 | 〃 | 名和町名和 |
| 二十九日 | 〃 | 新渡道 |
| 〃 | 〃 | 庄内、新高田 |
| 〃 | 〃 | 大山町大山、赤松 |

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十四号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例)

| 実施期日 | 実施区域 | 実施場所 |
|--------|-----------|-----------|
| 十一月二十日 | 西伯郡大山町上中高 | 高虫友幸、認定鶏場 |
| 〃 | 〃 | 清原 |
| 〃 | 〃 | 片山美恵 |
| 〃 | 〃 | 梅実ゆき |
| 〃 | 〃 | 金田義寿 |
| 〃 | 〃 | 金田定子 |
| 〃 | 〃 | 福尾 |
| 〃 | 〃 | 中山町岡 |
| 〃 | 〃 | 橋井嘉市 |
| 〃 | 〃 | 吹野泰三 |
| 〃 | 〃 | 松原真澄 |
| 〃 | 〃 | 淀江町淀江 |
| 〃 | 〃 | 上淀 |

例第五十号)第十九条第一項の規定により、昭和三十七年十月十六日鳥取県指定無形文化財に次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。
昭和三十七年十一月十三日
鳥取県教育委員長職務代理者 小田 大吉

| 種別名称 | 特徴 | 徴所 | 所在地 | 所屬及保持者 |
|-------|---------|--------------------|--------------|----------|
| 無形文化財 | 東郷町の浪人踊 | 踊口説の念仏形式による室前の盆踊の典 | 東伯郡東郷町、松崎公民館 | 東郷町浪人保存会 |